

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書（一般委託）

契約番号：7627

件名	市道8号線拡幅整備事業建物等調査業務委託	
履行場所	海老名市 中河内ほか1 地内	
期間	令和7年6月3日 ～ 令和7年11月28日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	11,616,000 円（税込）	10,560,000 円（税抜）
最低制限価格	有り（開札後算定型） 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格（50%）未満の場合 ※ただし、予定価格（税込）100万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。 契約締結にあたっての制限等 ○ 前払金額の制限 契約金額の15%以内（海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。）※前払金の上限金額は5,000万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件（本市入札案件）との兼任不可 契約保証 契約金額の30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 （ア）金融機関又は保証事業会社の保証 （イ）公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド） （ウ）履行保証保険契約の締結（定額てん補）	
入札方法等	条件付一般競争入札（電子入札）	
質疑 （仕様等に関する事項）	所定の書式により、FAXで受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

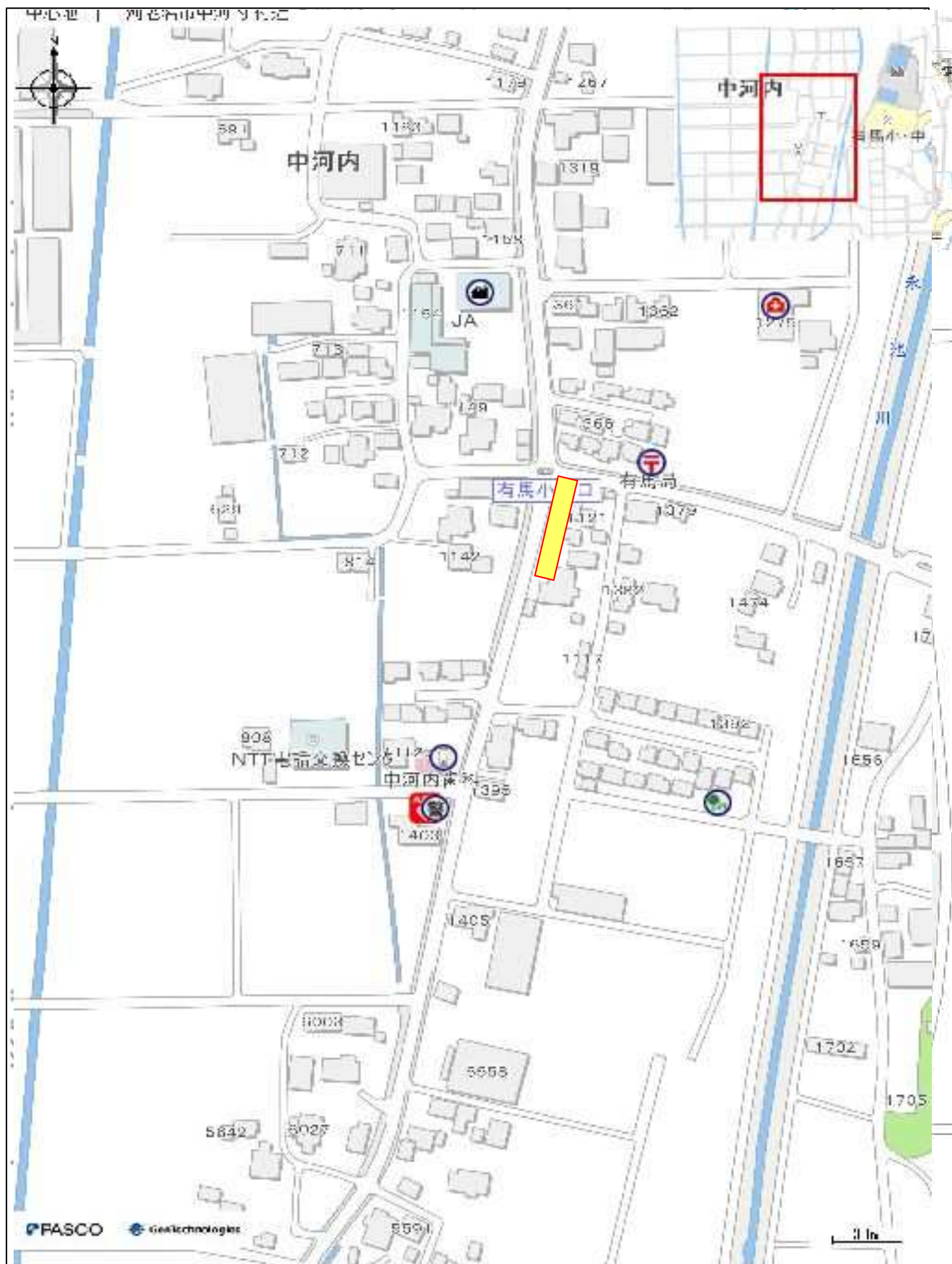
参加条件	営業種目	505 損失補償調査	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○令和2年4月1日以降、神奈川県内の地方公共団体との物件調査業務の履行実績を有すること。 ○会社としての登録 ・補償コンサルタント登録規程における物件部門、営業部門、総合補償部門の登録があること。 ○補償業務管理士 ・物件部門、営業部門、総合補償部門に資格を有する者を1名ずつ配置すること。 また、配置した総合補償部門に資格を有する者を主任（業務主任者）とすること。 （重複配置不可）	
	落札数制限	なし	
配置技術者について		本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 （システム添付）		参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> （本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出） ○「履行実績・許認可等調書」 ・履行実績を確認できる書類（契約書の写し等）	

	・補償コンサルタント登録規程における登録が確認できる書類の写し(会社としての登録) ○「配置技術者等の資格・実績等調書」 ・配置技術者の資格及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類(雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し) ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(3箇所)にマスキング(黒塗り)をして提出してください。
落札候補者が 提出する書類 (FAX046-232-6574)	開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。) ○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類(雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し)

市道8号線拡幅整備事業建物等調査業務委託 位置図



市道8号線拡幅整備事業建物等調査業務委託 位置図



市道 8 号線拡幅整備事業建物等調査業務委託

業務委託仕様書

海 老 名 市

まちづくり部 用地課

委 託 仕 様 書

1. 適用範囲

本仕様書は、次の業務に適用する。

○業務名：市道 8 号線拡幅整備事業建物等調査業務委託

○箇所名：海老名市中河内ほか 1 地内

2. 作業の目的

本業務は、市道 8 号線拡幅整備事業を行うにあたり、土地の取得に伴う建物等調査及び算定を行う。

3. 作業対象

神奈川県海老名市中河内ほか 1 地内に所在する発注者が指定した敷地等とする。

4. 配置資格者

本業務の履行にあたり、次表にある部門の補償業務管理士の資格を保有する者を部門毎に 1 名ずつ配置し、総合補償部門に配置する者を主任とすること。なお、重複配置は不可とする。また、会社登録において補償コンサルタント登録規程に於ける物件部門、総合補償部門の登録をしていなければならないものとする。

配置資格者名称	有無
土地調査部門	
土地評価部門	
物件部門	○
機械工作物部門	
営業補償・特殊補償部門	○
事業損失部門	
補償関連部門	
総合補償部門	○

5. 工程管理

(1) 契約期間

契約期間は以下のとおりとし、詳細な工程については、作業計画書を提出し、監督員の承認を得ること。

契約期間：令和 7 年 6 月 3 日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで

6. 作業計画書の提出

(1) 適切な作業計画を速やかに立案、提出し、監督員の承認を得ること。

(2) 調査の実施については、建物所有者及び使用者の都合を考慮し、十分に余裕をもった計画とすること。

(3) 本業務の実施に当たっては、主任担当者、担当技術者及び業務従事者を配置し、その旨を作業計画書に記載すること。

7. 身分の証明

調査に当たっては、身分を証明できるものを携帯し、身分の証明を求められた場合は、それを提示すること。

8. 打合せ協議

準備打合せ協議は、設計書のとおりとするが、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。また、着手時には、必ず管理技術者が立会うこと。

9. 安全の確保

作業時には、事故防止に努め、必要な措置を講ずること。

10. 守秘義務等

成果品の全ては発注者の所有とし、発注者の承認を得ずに他に公表、貸与又は使用してはならない。また、本業務で知り得た情報等については、この一切を他に漏らしてはならない。

11. 業務内容

- (1) 打合せ協議（3回：着手時、中間、納品時）
- (2) 作業計画の策定
- (3) 現地踏査
- (4) 木造建物の調査及び算定
 - ・建物延べ面積 200 m²未満----- 1 棟
- (5) 木造建物の調査及び算定
 - ・建物延べ面積 70 m²未満----- 3 棟
- (6) 木造建物の調査及び算定
 - ・建物延べ面積 70 m²未満----- 1 棟
- (7) 木造建物の調査及び算定
 - ・建物延べ面積～130 m²未満----- 1 棟
- (8) 建物等の残地移転費要件の該当性の検討----- 2 権利者
- (9) 附帯工作物の調査及び算定（住宅敷地）
 - ・敷地面積 150～200 m²未満 ----- 5 戸
- (10) 附帯工作物の調査及び算定（住宅敷地）
 - ・敷地面積 200～600 m²未満 ----- 1 戸
- (11) 附帯工作物の調査及び算定（工場等の敷地準用）
 - ・工場等、1,000 m²未満 ----- 1 箇所
- (12) 附帯工作物の調査及び算定（住宅敷地）
 - ・敷地面積 150 m²未満 ----- 2 戸
- (13) 附帯工作物の調査及び算定（住宅敷地）
 - ・敷地面積 150～200 m²未満 ----- 1 戸
- (14) 駐車場棟の使用実態追加調査----- 1 箇所
- (15) 営業に関する調査及び算定----- 1 事業所
- (16) 動産に関する調査及び算定
 - ・一般住家----- 6 戸
- (17) 動産に関する調査及び算定
 - ・店舗 床面積～150 m²未満----- 2 店舗
- (18) 居住者に関する調査、動産に関する調査及び算定
 - ・その他通損に関する算定（仮住居あり）----- 2 世帯
- 6) その他通損に関する算定（移転雑費）----- 10 所有者

12. 請負代金の変更

建物所有者及び使用者の都合により、調査対象が減少したときは、設計を変更した上

で、請負代金を変更するものとする。

13. 成果品

以下のものを成果品として提出すること。

○成 果 綴：正副各 1 部(チューブファイルに綴ること)

- ・各調査に関する報告書
- ・各調査に関する補償額算定書
- ・調査箇所写真（調査の内容が把握できるもの）
- ・各調査に関する現況図

○電子データ：1 組（媒体は、CD とする）

※成果綴の内容は、全て電子データでも提出する。

- ・文書データ形式：doc・xlsx・PDF
- ・図面データ形式：jww・dxf・PDF 計 3 種全て必須

※変換のみではなく、全ての形式で同じ画面が表示されるように修正すること。

- ・写真データ形式：jpeg

14. 海老名市環境マネジメント関係

本市では海老名環境マネジメントシステムの取得に伴い、「契約事業環境配慮マニュアル」の適用となっている。よって、本委託は、その環境配慮マニュアルに基づき対象となる事項について環境配慮を行うこと。

15. 履行報告義務

請負者は、着手前と毎月末に履行報告書を提出し、業務進捗状況を報告すること。なお、様式は発注者の指定様式とし、作業工程表を添付すること。

16. 積算基準

本業務に係る積算基準は、以下のとおりとする。

○積算基準書：令和 7 年度版

○積算単価：令和 7 年度

17. その他特記事項

- (1) 本仕様書に定めるもののほかは、神奈川県土整備局『用地調査等業務共通仕様書』に準じるものとし、仕様書の記載に相違のある場合、本仕様書、委託設計書、用地調査等業務共通仕様書の順に優先するものとする。
- (2) 本業務を進める上で、疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議の上、実施すること。また、協議については、書面（打合せ記録簿）にて行うこと。
- (3) 成果品の納入後であっても、誤りが判明した場合は、速やかにその誤りを訂正し、差替等を行うこと。
- (4) 配置技術者及び従事者は雇用関係を証明するため以下の書類のいずれかを提出すること。
 - ①全国健康保険協会の場合は健康保険被保険者証の写し
 - ②建設国保組合の場合は加入証明書の写し
 - ③健康保険組合の場合は健康保険被保険者証の写し
 - ④その他雇用関係の証明できるものの写し

以上

令和 7 年 度

市道8号線拡幅整備事業建物等調査業務委託設計書

番 号	R07-01, R07-01 (03)	施 工 年 度	令和 7 年度
名 称	市道8号線拡幅整備事業建物等調査業務委託		
場 所	海老名市中河内ほか 1 地内		
施 工 主	海老名市	概要 調査箇所 N=9.0箇所 1. 打合せ協議 N=1.0業務（着手時1回, 中間1回, 納品時1回） 2. 現地踏査 N=1.0業務 3. 木造建物の調査及び算定 N=1棟 4. 木造建物の調査及び算定 N=3棟 5. 木造建物の調査及び算定 N=1棟 6. 木造建物の調査及び算定 N=1棟 7. 建物等の残地移転費要件の該当性の検討 N=2権利者 8. 附帯工作物の調査及び算定 N=5.0戸 9. 附帯工作物の調査及び算定 N=1.0戸 10. 附帯工作物の調査及び算定 N=1.0箇所 11. 附帯工作物の調査及び算定 N=2.0戸 12. 附帯工作物の調査及び算定 N=1.0戸 13. 駐車場等の使用実態追加調査 N=1箇所 14. 営業に関する調査及び算定 N=1事業所 15. 動産に関する調査及び算定 N=6戸 16. 動産に関する調査及び算定 N=2店舗 17. 居住者に関する調査、動産に関する調査及算定 N=2世帯 18. その他通損に関する算定 N=10.0所有者	
設 計 区 分			
路 線 名	市道8号線		
期 間	令和 7年 6月 3日 ～ 令和 7年 11月 28日		
日 数	151 日		
部 課 名	まちづくり部 用地課		
積 算 担 当	用地係		
合 計 額			
価 格			
消費 税 相 当 額			

内 訳 書

工 事 区 分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
費	委託費							
	設計委託業務				1			
		直接人件費（設計委託）		式	1			A- 1号内訳書
直接経費(設計委託)								
		材料費		式	1			A- 2号内訳書
		旅費交通費（設計委託）		式	1			
直接原価(設計委託)								
		間接原価（設計委託）		式	1			
業務原価(設計委託)								
		一般管理費（設計委託）		式	1			
設計委託業務費計								
業務委託価格								
消費税相当額								

内 訳 書

[illegible]

間 接 費 明 細 書

設 計 条 件					
直接人件費(測量)					
直接人件費(一般調査)					
直接人件費(解析調査)					
直接人件費(設計委託)					
電子成果品作成費	土木設計(概略・予備・詳細)／下水道設計(施設)				

算 出 基 礎

旅費交通費(設計委託) = 直接人件費 × 定率
= × %
=

間接原価(設計委託) = 対象額 × 率
= × %
=

対 象 額 = 直接人件費
=

一般管理費(設計委託) = 業務原価 × 率
= × %
=

A- 1号		直接人件費（設計委託）					1式当たり	内訳書					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
打合せ協議				業務		1						C-	1号単価表
建物等の調査（現地踏査）				業務		1						C-	2号単価表
建物調査(木造建物A)		建物延べ面積～200㎡未満		棟		1						C-	3号単価表
建物調査(木造建物A)		建物延べ面積70㎡未満		棟		3						C-	4号単価表
建物調査(木造建物C)		建物延べ面積70㎡未満		棟		1						C-	5号単価表
建物調査(木造建物A)		建物延べ面積～130㎡未満		棟		1						C-	6号単価表
建物等の残地移転要件の該当性の検討				権利者		2						C-	7号単価表
附帯工作物の調査及び算定(住宅敷地B)		敷地面積150～200㎡未満		戸		5						C-	8号単価表
附帯工作物の調査及び算定(住宅敷地C)		敷地面積200～600㎡未満		戸		1						C-	9号単価表
附帯工作物の調査及び算定(工場等の敷地)		敷地面積～1,000㎡未満		箇所		1						C-	10号単価表
附帯工作物の調査及び算定(住宅敷地A)		敷地面積150㎡未満		戸		2						C-	11号単価表
附帯工作物の調査及び算定(住宅敷地B)		敷地面積150～200㎡未満		戸		1						C-	8号単価表
移転工法案の検討 駐車場等の使用実態追加調査		300㎡以上～500㎡未満		箇所		1						C-	12号単価表

[illegible]

[illegible]

C- 2号

1業務当たり

单価表

建物等の調査（現地踏査）

[illegible]

C- 3号

1棟当たり

单価表

建物調査(木造建物 A)

建物延べ面積～200㎡未満

[illegible]

C- 6号

1棟当たり

单価表

建物調査(木造建物 A)

建物延べ面積～130㎡未満

[illegible]

C- 7号

1権利者当たり 単価表

建物等の残地移転要件の該当性の検討

[illegible]

C- 8号

1戸当たり

单価表

附帯工作物の調査及び算定(住宅敷地B)

敷地面積150~200m²未満[illegible]

C- 9号

1戸当たり

单価表

附帯工作物の調査及び算定(住宅敷地C)

敷地面積200~600m²未満[illegible]

C- 11号

1戸当たり

单価表

附帯工作物の調査及び算定(住宅敷地A)

敷地面積150m²未満

[illegible]

C- 12号

1箇所当たり

单価表

移転工法案の検討 駐車場等の使用実態追加調査

300m²以上～500m²未満[illegible]

C- 13号

1事業所当たり

单価表

営業に関する調査及び算定

営業の内容等の難易度区分(営業A)

[illegible]

C- 14号

1戸当たり

单価表

動産に関する調査及び算定
一般住家

[illegible]

C- 15号

1店舗当たり

单価表

動産に関する調査及び算定

店 舗、床面積～150㎡未満

[illegible]

C- 17号

1所有者(世帯)当たり 単価表

その他通損 算定
移転雑費

[illegible]

C- 18号

1業務当たり

单価表

打合せ

業務着手時

[illegible]

C- 19号

1回当たり

单価表

打合せ

中間打合せ

[illegible]

履行実績・許認可等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

入札案件名	(契約番号)
履行実績・許認可等の要件※入札案件概要書 その他の要件等から転記	

1. 許認可・資格等の概要

(入札参加条件として、許認可・資格・認証等を指定していない場合は記入不要)

許認可等名称	許認可等機関	添付書類
		枚
		枚
		枚

2. 履行実績の概要

(入札参加条件として、履行実績を指定していない場合は記入不要)

契約件名		
発注者		
契約金額		
履行期間		
業務内容ほか		
添付書類 ※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	☐ 契約書の写し	枚
	☐	枚
	☐	枚

※入札案件概要書に記載する条件に該当する参加条件を、案件ごとに記載してください。

※許認可・資格・認証・実績等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。

※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

※条件に該当する箇所を、明示してください。（コメントの付加、マーカー表示など）

担当者様 _____

連絡先 _____

配置技術者等の資格・実績等調書

認定番号

商号又は名称

※同一開札日の案件において、配置技術者等の要件が同じで、同じ技術者で申請する場合は、技術者の添付書類は、最初の案件に1部添付で可とします。

※原則配置技術者の変更はできません。

入札案件名	(契約番号)
配置技術者等の要件 ※入札案件概要書からその他の要件の内容を転記	

氏名	
資格等名称・番号等	
資格等発行機関	
雇用年月日	年 月 日
当該業務の経験年数	
従事実績の概要 ※参加条件として実績を指定していない場合は記入不要	
契約件名	
発注者	
契約金額	
履行期間	
業務内容ほか	
添付書類 ※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	☐ 資格等を確認できる書類 (必須)
	☐ 恒常的・継続的な雇用の確認できる書類 (必須) (原則として、健康保険被保険者証の写し)
	☐
	☐
※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。	

担当者様

連絡先